

# 条例議案参考資料

(議案第100号～議案第103号)

令和2年第3回(9月)川口市議会定例会

## 令和2年第3回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第100号参考資料	川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対 照表……………	1
議案第101号参考資料	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第102号参考資料	川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例案新旧対照表……………	4
議案第103号参考資料	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6

議案第100号参考資料

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例（平成18年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>（業務）</p> <p><u>第3条</u> ステーションは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 会議室、多目的室_____、共同事務所、印刷室及びミーティングスペース（以下「会議室等」という。）の利用に関する事。</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>第4条～第8条</u> （略）</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p><u>第9条</u> <u>第7条第1項</u>の規定により会議室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（利用の許可の取消し等）</p> <p><u>第10条</u> 市長は、管理上特に必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p>	<p><u>（分館）</u></p> <p><u>第3条</u> <u>ステーションに分館を置く。</u></p> <p><u>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">川口市立かわぐち市民パートナーステーション分室</td> <td style="text-align: center;">川口市並木2丁目3番6号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p><u>第4条</u> ステーションは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 会議室、多目的室、<u>日本間</u>、共同事務所、印刷室及びミーティングスペース（以下「会議室等」という。）の利用に関する事。</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>第5条～第9条</u> （略）</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p><u>第10条</u> <u>第8条第1項</u>の規定により会議室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>（利用の許可の取消し等）</p> <p><u>第11条</u> 市長は、管理上特に必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) ～(3) （略）</p>	名 称	位 置	川口市立かわぐち市民パートナーステーション分室	川口市並木2丁目3番6号
名 称	位 置				
川口市立かわぐち市民パートナーステーション分室	川口市並木2丁目3番6号				

(4) 第6条の規定により登録を取り消されたとき。

2 (略)

第11条～第13条 (略)

(4) 第7条の規定により登録を取り消されたとき。

2 (略)

第12条～第14条 (略)

議案第101号参考資料

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)			(略)		
川口市立領家保育所	<u>川口市東領家3丁目1番8号</u>	<u>85人</u>	川口市立領家保育所	<u>川口市領家3丁目13番15号</u>	<u>120人</u>
(略)			(略)		

議案第102号参考資料

川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第80号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管理者）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）<u>でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>附 則</p>	<p>（管理者）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>附 則</p>

1 (略)

(管理者に関する特例)

2 令和3年3月31日までの間に法第46条第1項の規定による指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

1 (略)

(管理者に関する特例)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第103号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案								現 行							
別表第1（第2条関係）								別表第1（第2条関係）							
名 称				位 置				名 称				位 置			
(略)								(略)							
川口市立領家公民館				川口市東領家3丁目1番8号				川口市立領家公民館				川口市領家3丁目13番15号			
(略)								(略)							
別表第2（第11条関係）								別表第2（第11条関係）							
館 名	室 名	使 用 料						館 名	室 名	使 用 料					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時			午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
(略)								(略)							
領家公民館	ホール	490	490	990	990	1,100	1,100	領家公民館	ホール	330	330	660	660	990	990
	日本間	160	160	330	330	490	490		日本間	160	160	330	330	490	490
	講座室1号	160	160	330	330	490	490		講座室	160	160	330	330	490	490
	講座室2号	160	160	330	330	490	490		会議室	140	140	270	270	410	410
	料理実習室	220	220	440	440	660	660		料理実習室	220	220	440	440	660	660
	視聴覚室	160	160	330	330	490	490		視聴覚室	140	140	270	270	410	410
	陶芸場	550	550	550	550	550	550		陶芸場	550	550	550	550	550	550
(略)								(略)							
備考 (略)								備考 (略)							